

国際ペン — 言語権利に関するジローナ声明

国際ペンには世界の作家が集う。本声明は、スペイン・ジローナ市において国際ペン翻訳・言語権利委員会（2011年5月）が起草し、第77回国際ペン代表者会議(2011年9月)で承認された。本声明は、言語権利に関する国際ペン10ヶ条の指針原則を宣言するものである。

1. 言語の多様性は世界遺産であり、尊重され保護されなければならない。
2. あらゆる言語と文化を尊重することは世界の対話と平和を構築し、維持する過程において基本となる。
3. 人はみな、生活、言語、文化、アイデンティティを与える共同体の中で語法を学ぶ。
4. 異なる言語や異なる語法は、コミュニケーションの手段にとどまらない。人間が成長し、文化が築かれる環境でもある。
5. あらゆる言語共同体はその領土における公用語として使用される言語のための権利を有する。
6. 学校教育は、その領土の言語共同体において話される言語の威信を高めるために貢献しなければならない。
7. 市民は様々な言語についての一般知識を持つことが望まれる。そのことによって共感と知的展望が広がり、母語に対しより深い知識を持つことになるからである。
8. 翻訳、特に様々な文化の傑作を翻訳することは、人と人とのより深い理解と尊敬をつちかう過程において非常に重要な要素となっている。
9. メディアは言語の多様性を機能させ、完全に、かつ強力に言語の価値を高めるための特権的な広報機関である。
10. 母語を使用する権利、および守る権利は国連により基本的人権の一つとして認められるべきである。
(訳：日本ペンクラブ)